

令和7年第4回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月4日(金)午後2時50分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18 条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 非農地通知について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号 開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について
(合意解約)

出席委員

農業委員 7名

1番 久保 賢一

2番 後藤 利夫

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畑 義宏

※ 番号は議席番号

農地利用最適化推進委員 7名

中部地区 佐藤 進蔵

亀川地区 恒松 はつみ

朝日地区 伊藤 博文

東山1地区 大野 基

東山2地区 大野 泰徳

浜脇地区 安部 憲次

内成地区 園田 喜久男

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主 任 高橋 恒太

開会14:50

(事務局)

それでは、総会に移る前に、会議中のお願い事項がございます。総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、会議中は議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、只今より令和7年第4回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。

それでは、会長お願いいたします。

(会長)

改めまして、皆さんこんにちは。

先日の別府市制100周年フィナーレイベントに出席された委員さんは大変お疲れ様でした。

新年度になり、事務局も異動があり、新たな形での出発となりますので、今一層皆で力を合わせて農業を盛り上げていきたいと思います。

また、本日は推進委員の皆さんに出席いただいておりますので、積極的なご発言をお願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 1 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項による農用地利用集積等促進計画の意見について」です。これは農地中間管理機構を通じて貸借するもので農業委員会の意見を求められているものです。

議案の 2 ページをお開きください。申請番号1についてです。

賃貸人 大分市の方 賃借人は由布市の方です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、2,537 m²のうち 1,731 m²です。賃貸料は10aあたり10,000円、借受後の経営作目 白ネギ、機構の借受期間は令和7年 6 月 1 日～令和 12 年 5 月31日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの、というものです。総会議案資料の1ページが現地確認した写真です。

(議長)

ただいま事務局から説明がありました。それでは、東山2地区の5番委員、推進委員から補足説明をお願いします。まずは、5番委員からお願いします。

(5番委員)

はい。議案第1号の番号1番から3番については、東山地区の農業委員2名、推進委員2名で現地を確認しております。ナンバー1についてですが、賃貸人の方は市外の方でこの土地はこれまで東山パレットが管理していたところになります。今回借り受ける方は、白ネギを作っている方で今後は規模を拡大したいということで、自宅に近い場所に良い土地が見つかったため契約をするものであります。当該地は現在きれいに整備された状態となっております。特に問題はないためこの契約については妥当と判断いたします。

(議長)

ありがとうございました。推進委員補足説明があればお願いいたします。

(推進委員)

はい。じゃあ私の方から。私の方の会社で今まで田んぼとして使っていた部分が約半分弱あります。それ以外は田んぼには不向きな畑の土地でありました。これをうまくネギという品物の畑にできるということで、地域全体では景観がすごく畑になるとよくなります。特に白ネギが約50アールから60アール近くできればすばらしい景観ができるかなと考えておりまして、大変ありがたく思っております。以上です。

(議長)

ただ今、5番委員、推進委員から補足説明がありました。議案第1号申請番号1について、何か

ご意見、ご質問等はございませんか。

(6番委員)

選定理由の「農業を担うものではないが」とあるが書き方としては適当なものですかね。

(事務局)

これはですね、農林水産課の中間管理事業で本人たちが各資料の中で3択になっているのでこちらでは…。

(7番委員)

今の件なんですけれど、借り主が由布市の方だから該当農地にかかるっていうのが外れるんじゃないですかねと思います。

(事務局)

地域計画での農業を担う者から、この方は別府市の方じゃないので外れていたためこういう書き方になっていると思われます。

(議長)

他にご意見ご質問はありませんか。ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案の2ページをお開きください。申請番号2についてです。

賃貸人 別府市の方 賃借人は由布市の方です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、1,328㎡のうち972㎡ ほか2筆 計 3,455㎡のうち2,264㎡ です。賃貸料は10aあたり 7,000円、借受後の経営作目 白ネギ、機構の借受期間は令和7年6月1日～令和12年5月31日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると

認めるもの、というものです。こちらも総会議案資料の1ページが現地確認した写真になります。

(議長)

ただいま事務局から説明がありました。それでは、東山2地区の5番委員、推進委員から補足説明をお願いします。まずは、5番委員をお願いします。

(5番委員)

はい。賃借人につきましては、1番の方と同じですので先ほど説明したとおりでございます。賃貸人の方は市内在住者ですが、別の仕事をしているためこれまで東山パレットが管理していた形になります。土地につきましては1番と隣接しているので問題ないと思います。

(議長)

推進委員、補足があればお願いします。

(推進委員)

先ほどお話ししましたとおり、2番の分は田んぼでございます。こちらからお願いしまして畑にしてみようような状況で、気持ちよく受けてもらいましたのでありがたく思っております。

(議長)

ただいま、5番委員、推進委員から補足説明がありました。

議案第1号申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

なし。

(議長)

ご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号2について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号2については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、申請番号3について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案の3ページをお開きください。申請番号3についてです。

賃貸人 千葉県緑区の方 賃借人は由布市の方です。区分、農振農用地区域内です。貸借権を設定する土地、大字東山、田、現況 田、1,118㎡のうち733㎡ ほかに筆 計 1,768 ㎡のうち1,209 ㎡ です。賃貸料は10aあたり 7,000円、借受後の経営作目 白ネギ、機構の借受期間は令和7年6月1日～令和12年5月31日までの5年間。賃借人への貸付期間も同じです。選定の理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが、市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの、というものです。こちらにも総会議案資料の1ページが現地確認した写真です。

(議長)

ただいま事務局から説明がありました。それでは、東山2地区の5番委員、推進委員から補足説明をお願いします。

(5番委員)

はい。こちらも賃借人は、1番の方と同じになります。賃貸人の方は県外の方で、農地も1番・2番と隣接しているので作業効率もよいものと思われ、特に問題ないものと思います。

(議長)

推進委員補足説明があればお願いいたします。

(推進委員)

特別ございませんが、借主の方のお話をさせていただきます。ここで白ネギの拡大ができると今後も拡大をしていきたいという気持ちがあるようですので、そのお手伝いをさせていただきたいと考えています。以上です。

(議長)

ただいま、5番委員、推進委員から補足説明がありました。

議案第1号申請番号3について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第1号申請番号3について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第1号申請番号3については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案2号 非農地証明願について 事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案の4ページをお開きください。

議案第2号 申請番号1 申請人 別府市の方 農振農用地区域外、申請の土地 大字内成、田、現況 道路ほか1筆、計244㎡ です。申請地の状況は道路と宅地、理由、市の道路の拡張のため、自宅の増築のため、というものです。平成6年6月頃、今から約31年前には転用されていたそうです。総会資料をご覧ください。2ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。3ページが位置図、それぞれピンクのマーカーで印をつけているところが申請された筆です。4ページが航空写真、赤の円で囲った部分が申請された筆です。5ページが後藤委員、園田推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただ今、事務局の説明が終わりました。では、担当の内成地区の2番委員、推進委員から補足説明をお願いいたします。まずは、2番委員からお願いします。

(2番委員)

先月、推進委員と現地確認にいきまして、この一部は道路、一部は宅地と確認しました。

(議長)

推進委員、補足説明があればお願いいたします。

(推進委員)

別にありません。

(議長)

ただ今、2番委員の補足説明が終わりました。議案第2号申請番号1番について、ご意見・ご質問があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

議案第2号 非農地証明願について、申請番号1番を許可することに、ご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。議案第2号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号番号1の非農地通知について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

非農地通知についてご説明いたします。

非農地判断は総会の審議は不要となっておりますが、三人以上の委員での判断が必要なため、農地パトロールの時に撮影していただいた写真をこの総会の場でみなさんでご確認いただき、非農地かどうかの判断をしていただきます。

議案第3号番号1についてです。

所有者 別府市の方 農振農用地区域、大字内成、田、現況 荒地、208㎡ 外4筆 計1,109㎡です。議案2号と同一の人物ですが、農振農用地区域内と区域外で非農地証明願と非農地通知とに対応が異なるものです。現地の写真は資料の6ページです。

(議長)

ただ今、議案第3号番号1について事務局の説明が終わりました。内成地区の2番委員、推進委員から補足説明をお願いします。まずは2番委員、お願いいたします。

(2番委員)

この分も先月同じように見に行ってまいりました。4番目のですね、大字〇〇字〇〇、〇〇〇〇ー〇というところが資料4ページの自宅の裏に宅地よりも上に〇〇〇〇ー〇っていうのがあるんですけど、農地のように見えるんですけどなぜこれが宅地っていうのかは私もわかりません。多分半世紀以上前に購入した時に宅地にしたんじゃないかなと思います。地図は田んぼのようなんですけど、宅地ということで説明しておきます。

(議長)

推進委員、補足があればお願いいたします。

(推進委員)

現地確認してまいりました。他の分は生い茂っている状態で復旧は難しいと思います。4 番目の宅地については、地籍調査と所有者で話がついております。宅地の方に農地がはいっているんじゃないかと。実際はないんです。それで宅地と判断いたしました。

(議長)

ただ今、2番委員、推進委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について、ご意見等があればお受けいたします。

(各委員)

特になし。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第3号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

異議なしとのことであります。

議案第3号番号1については、非農地判断することに決定いたしました。

続きまして報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、1番から5番までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続いて、報告第2号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について番号1・番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)番号1から番号 4 について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

なし。

(議長)

特にご質問等もないようであります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

閉会 15 時 30 分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 6番委員 _____

署名委員 _____ 7番委員 _____